

令和7年度

第10回

東京都大規模小売店舗立地審議会

日 時：令和8年3月9日（月曜日）午前10時00分～午前10時43分

場 所：オンライン開催

議 事

(1) 「(仮称)江東区塩浜2丁目計画」の新設について

○野田会長 まず江東区の「(仮称)江東区塩浜2丁目計画」における合同会社ベンチャーF2による新設の届出の案件です。事務局から説明をお願いします。

○志賀課長代理 では、審議案件の概要「(仮称)江東区塩浜2丁目計画」の新設について、ご説明申し上げます。

資料1の1ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和7年9月25日、設置者は合同会社ベンチャーF2、店舗名称は「(仮称)江東区塩浜2丁目計画」、所在地は江東区塩浜2丁目1番56ほか、小売業者名は株式会社カスミでの届出となっております。

新設する日は令和8年5月26日、店舗面積は1,602平方メートルです。

駐車場については、店舗2階に50台分整備します。指針に基づく必要駐車台数は50台であり、これと同数の届出となっております。このほか、従業員等共用として5台、住宅用として75台を整備し、施設全体としては130台の駐車場を設置します。

駐車場の出入口は出入口1か所の設置となります。

自動二輪車用駐車場は5台分設置します。

駐輪場については、敷地北側に80台分整備します。江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例に基づく必要台数は80台であり、これと同数の届出となっております。このほか、従業員等共用として7台、住宅用として657台を整備し、施設全体としては744台の駐輪場を設置します。

荷さばき施設については、店舗1階に80平方メートル分整備します。使用時間帯は午前6時から午後11時までです。

廃棄物等の保管施設については、店舗1階に8.11立方メートル整備します。指針に基づく排出予測量7.46立方メートルに対し、充足する計画です。

開店時間は午前7時、閉店時間は午後10時45分となっております。

駐車場の利用時間帯は午前6時30分から午後11時までです。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。

計画地は東京メトロ東西線「木場」駅の南約640メートルに位置しており、用途地域は準工業地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は集合住宅が隣接、西側は都道を挟んで物流センター及び集合住宅が立地、南側は区道を挟んで集合住宅及び事業所が立地、北側は区道を挟んで事業所及び倉庫が立地といった環境となっています。参考情報ですが、当該敷地は、従前は自動車教習所がありました。

「3 説明会について」ですが、令和7年11月21日、金曜日、午後7時から午後7時45分まで、東陽区民館4階タウンホールで開催され、15名の出席がありました。

参加者からは「50台の駐車台数で十分かどうか、また、路上駐車が発生した場合、警備員による注意や誘導が行われるのか。」との質問があり、設置者からは「届出台数の50台の算出根拠は立地法の指針に基づき計算しています。店舗責任者が周辺の交通状況を日常的に確認し、オープン当初は交通誘導員を配置して、近隣にご不便が生じないよう対応します。」と説明し、理解を求めました。

「4 法8条に基づく意見」ですが、江東区の意見を令和7年12月23日に受理していますが、意見はありません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いします。

泉山委員、いかがでしょうか。

○泉山委員 特にはコメントありません。

○野田会長 坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 特にございません。

○野田会長 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 特にございません。

○野田会長 横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員 特にございません。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 特にございません。

○野田会長 朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員 特にありません。

○野田会長 横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 特にございませぬ。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございませぬ。

○野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見はなしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ、挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

[各委員、Teamsの挙手ボタンをクリック]

○志賀課長代理 皆様、挙手いただきました。

○野田会長 それでは「(仮称)江東区塩浜2丁目計画」における合同会社ベンチャーF2による新設の届出の案件については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、江東区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

(2) 「(仮称)ヤオコー八王子中野上町店」の新設について

○野田会長 続きまして、八王子市の「(仮称)ヤオコー八王子中野上町店」における株式会社ヤオコーによる新設の届出の案件についてです。

事務局から説明をお願いします。

○志賀課長代理 審議案件の概要「(仮称)ヤオコー八王子中野上町店」の新設について、ご説明申し上げます。

資料1の2ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和7年9月29日、設置者は株式会社ヤオコー、店舗の名称は「(仮称)ヤオコー八王子中野上町店」、所在地は八王子市中野上町4丁目3655、小売業者名は株式会社ヤオコーでの届出となっております。

新設する日は令和8年5月30日、店舗面積は3,079平方メートルです。

駐車場については、3か所合計で144台分整備します。指針に基づく必要駐車台数は144台であり、これと同数の届出となっております。このほか、従業員等共用として3台、施設全体としては147台の駐車場を設置します。

駐車場の出入口は出入口3か所、入口1か所、出口2か所の計6か所の設置となります。

自動二輪車用駐車場は10台分設置します。

駐輪場については、5か所合計で87台分整備します。本施設は条例の指定区域外になりますが、参考として、八王子市自転車等の放置に関する条例の算出式を用いて算出した台数は87台であり、これと同数の届出となっております。このほか従業員等共用として44台、施設全体としては131台の駐輪場を設置します。

荷さばき施設については、2か所合計で118平方メートル分整備します。使用時間帯は荷さばき施設No. 1が午前6時から午後11時まで、No. 2が午前6時から午前7時30分までです。

廃棄物等の保管施設については、3か所合計で18.89立方メートル分整備します。併設施設を含めた排出予測量15.49立方メートルに対し、充足する計画です。

開店時刻は午前8時、閉店時刻は午後10時45分となっております。

駐車場の利用時間帯は午前7時30分から午後11時までです。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。

計画地はJR中央線「西八王子」駅の北東約1,570メートルに位置しており、用途地域は準工業地域及び近隣商業地域です。

店舗周辺の状況ですが、北東側は都道を挟んで事業所が立地、北西側は住居に隣接し、私道を挟んで住居・事業所が立地、南東側は市道を挟んで隔地駐車場が立地、南西側は市道を挟んで住居が立地といった環境となっております。

参考情報ですが、当該敷地は、従前は住宅がありました。

「3 説明会について」ですが、令和7年11月23日、日曜日、午後3時から午後4時15分まで、八王子市中野市民センター1階会議室2で開催され、20名の出席がありました。参加者からは「南側から来店する車両が、計画地南側の生活道路に進入するのではないか。」との意見があり、設置者からは、「オープン前にチラシ、ホームページ等にて来店経路の周知を徹底します。また、生活道路への進入が想定される交差点には、進入をご遠慮いただく看板の設置を検討します。」と説明し、理解を求めました。

「4 法8条に基づく意見」ですが、八王子市の意見を令和7年11月17日に受理していますが、意見はありません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いします。

泉山委員、いかがでしょうか。

○泉山委員 特にコメントはありません。

○野田会長 坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 今、住民の方からの意見もありましたように、やはり南側からの進入があったりとか、あと隔地駐車場が隣接していることもあって、混雑時は南側のほうに通り抜けてしまうというか、入れなかったときに通り抜けてしまう車両も発生するかなと思いますので、やはりそこら辺、オープン時や繁忙期など交通誘導員の方がきちんと見て、混雑しているときには適切に対応対処するようにご指導いただければと思っております。

○志賀課長代理 その旨、設置者にお伝えさせていただきます。

○坂村委員 よろしく願いいたします。

○野田会長 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 特にごございません。

○野田会長 横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員 先ほどの委員のご意見と同様で、住宅地に近いので、説明会のお店側のご説明のとおりきちんと住民の方に配慮をいただければと思います。

○志賀課長代理 分かりました。先ほどと同様で、住宅地が近いので、来店経路等、住民の方にご迷惑かからないように店舗のほうにはお伝えさせていただきたいと思っております。

○横田委員 お願いします。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 ちょっと聞き逃しちゃったんですけども、従前の土地利用は住宅っておっしゃいましたか。

○志賀課長代理 そうですね、住宅です。

○大門委員 住宅というのは戸建て住宅か何か、それともマンションか何かあったんですか。

○志賀課長代理 社宅ですね。木造建てのかなり大きめのアパートといったらいいんですかね、住宅になります。

○大門委員 まとまった一団地の社宅のようなものがあったということですか。

○志賀課長代理 建物自体は敷地の全体を占めるほど大きくはないんですけども、北側に、道路に近いところであって、残りは空きというか、駐車場というような形になっていました。

○大門委員 分かりました。

先ほど坂村委員がおっしゃったように、南が住宅地、戸建て、閑静な住宅街で、ここも社宅があったということで、一定程度住宅地がまとまってあったところに商業施設が来るということですので、やはり南側から入るということは原則させないように交通誘導員に整理を徹底するようにお伝えください。

以上です。

○志賀課長代理 かしこまりました。その旨、重ねて設置者に伝えさせていただきます。

○野田会長 朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員 特にございませぬ。

○野田会長 横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 騒音につきまして、予測結果を拝見したところ、夜間の騒音レベルの最大値が設備稼働音の影響によって、規制値の50デシベルを上回って50.6デシベルという僅かなんですけども、基準値を上回っているという予測結果でした。保全対象のほうでは基準値を下回るといふことなんですけれども、立地の状況から考えると、影響はそれほど大きくはないと思われまふけれども、住民の方から何かご意見等ありましたら、適切なお対応をお願いいたします。

以上です。

○志賀課長代理 かしこまりました。騒音関係ですね、きちんと確認して、何かあれば対応するように設置者のほうにお伝えさせていただきます。

○横山委員 よろしくお願ひします。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございませぬ。

○野田会長 では、よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見はなしと決定いたしたいと思いますが。いかがでしょうか。よろしければ、挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

[各委員、T e a m s の挙手ボタンをクリック]

○志賀課長代理 全員、挙手いただきました。

○野田会長 それでは「(仮称)ヤオコー八王子中野上町店」における株式会社ヤオコーによる新設の届出の案件については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、八王子市の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

(3) 「(仮称)東京インテリア家具八王子店」の新設について

○野田会長 続きまして、八王子市の「(仮称)東京インテリア家具八王子店」における株式会社東京インテリア家具による新設の届出の案件についてです。

事務局から説明をお願いします。

○志賀課長代理 審議案件の概要「(仮称)東京インテリア家具八王子店」の新設について、ご説明申し上げます。

資料1の3ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和7年9月30日、設置者は株式会社東京インテリア家具、店舗の名称は「(仮称)東京インテリア家具八王子店」、所在地は八王子市左入町749番1ほか、小売業者名は株式会社東京インテリア家具での届出となっております。

新設する日は令和8年6月1日、店舗面積は8,415平方メートルです。

駐車場については、3か所合計で210台分整備します。特別の事情に基づく必要駐車台数は205台であり、これを上回る届出となっております。

駐車場の出入口は出入口1か所の設置となります。

自動二輪車用駐車場の設置はありません。

駐輪場については、敷地北側に20台分整備します。本施設は八王子市自転車等の放置に関する条例の指定区域外になります。類似店舗実績を用いて算出した台数は14台であり、これを上回る届出となっております。

荷さばき施設については、店舗1階に56平方メートルを整備します。使用時間帯は午前6時から午後10時までです。

廃棄物等の保管施設については、2か所合計で31.97立方メートル整備します。併設施設を含めた排出予測量29.69立方メートルに対し、充足する計画です。

開店時刻は午前10時、閉店時刻は午後8時となっております。

駐車場の利用時間帯は午前9時30分から午後8時30分までです。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。

計画地はJR中央線「八王子」駅の北約2.5キロメートルに位置しており、用途地域は準工業地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は店舗、駐車場に隣接、西側は飲食店、住宅に隣接、南側は自動車専用道を挟んで住宅、飲食店が立地、北側は店舗に隣接し、国道を挟んで店舗、駐車場が立地といった環境となっています。

参考情報ですが、当該敷地は、従前は自動車用品店がありました。

「3 説明会について」ですが、令和7年11月27日、木曜日、午後7時から午後7時30分まで、八王子市加住市民センター多目的室1で開催され、5名の出席がありました。参加者からは、「中央自動車道側の台形の土地と国道16号側の長方形の部分は何か。」との質問があり、設置者からは、「台形部分は中日本高速道路の所有地であり、長方形部分は交差点内に接続するため、既設道路で平常は使用せず、災害発生時等の避難道路となっている。」と説明しました。

「4 法8条に基づく意見」ですが、八王子市の意見を令和7年11月21日に受理していますが、意見はありません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いします。

泉山委員、いかがでしょうか。

○泉山委員 特にコメントはありません。

○野田会長 坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 特にございませぬ。大丈夫です。

○野田会長 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 特にございませぬ。

○野田会長 横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員 特にございませぬ。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 当該施設は特別の事情に基づく必要駐車台数の算出ということですが、警察協議等で何か特筆すべき協議結果等のございましたでしょうか。

○志賀課長代理 警視庁さんとの協議の中で特に特筆すべきものはない、通常の協議結果となっております。

○大門委員 そうですか。分かりました。

資料1に特別の事情に基づく必要駐車台数の算定根拠資料がございまして、資料の1の2ページ目ですかね、2ページ目で、既存類似店との比較ということをしておりまして、幕張店、千葉ニュータウン店、入間店で比較されています。結果的には千葉ニュータウン店を採用しているんですけども、確かに店舗面積ですとか、あるいは営業時間、あるいは駅からの距離というものはこの店舗とかなり類似しているわけですけども、圏域の人口といたしますか、人口規模が千葉ニュータウンに比べて5倍程度、周辺も含めるとちょっと分からないんですけども、圏域の人口が違っているので、原単位がちょっと大きくこことは変わる可能性がありますので、開店後3か月ぐらひはこの辺り、大きく影響することが想定されますので、ちょっと経過観察していただいて、周辺、渋滞しないかどうかということをお必ずチェックするように設置者にお伝えください。

○志賀課長代理 かしこまりました。開店後3か月程度、来店数、特に車での来店ですね、気をつけるように設置者のほうにお伝えさせていただきます。

○野田会長 朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員 特にはありません。

○野田会長 横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員 特にございませぬ。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございませぬ。

○野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見はなしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ、挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

〔各委員、T e a m s の挙手ボタンをクリック〕

○志賀課長代理 皆様、挙手いただきました。

○野田会長 それでは「（仮称）東京インテリア家具八王子店」における株式会社東京インテリア家具による新設の届出の案件については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、八王子市の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

（４）「囲町東地区第一種市街地再開発事業A敷地」の新設について

○野田会長 続きまして、中野区の「囲町東地区第一種市街地再開発事業A敷地」における囲町東地区市街地再開発組合による新設の届出の案件についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○志賀課長代理 では、審議案件の概要「囲町東地区第一種市街地再開発事業A敷地」の新設についてご説明申し上げます。

資料1の4ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和7年9月30日、設置者は囲町東地区市街地再開発組合、店舗の名称は「囲町東地区第一種市街地再開発事業A敷地」、所在地は中野区中野4丁目101番、小売業者名は未定での届出となっております。

新設する日は令和8年5月31日、店舗面積は3,266平方メートルです。

駐車場については、2か所合計で56台分整備します。指針に基づく必要駐車台数は55台であり、これを上回る届出となっております。このほか、オフィス用として47台、住宅用148台を設置し、施設全体としては251台の駐車場を設置します。

駐車場の出入口は入口1か所、出口1か所の計2か所の設置となります。

自動二輪車用駐車場は13台分設置します。

駐輪場については、店舗1階に226台分整備します。中野区自転車等放置防止条例に基づく必要台数は226台であり、これと同数の届出となっております。このほか住宅用として973台、公共用878台の駐輪場を設置します。

荷さばき施設については、店舗地下1階に171平方メートル整備します。使用時間帯は24時間です。

廃棄物等の保管施設については、店舗地下1階に21.44立方メートル分整備します。併設施設を含めた排出予測量17.64立方メートルに対し、充足する計画です。

開店及び閉店時刻は24時間、駐車場の利用時間帯も24時間です。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。

計画地はJR中央線「中野」駅の西285メートルに位置しており、用途地域は近隣商業地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は区道を挟んで駐輪場が立地、西側は公園、当計画B敷地が隣接、南側は区道を挟んで線路が立地、北側は区道を挟んで商業施設、複合施設が立地といった環境となっています。

参考情報ですが、当該敷地は、従前は住宅等がありました。

「3 説明会について」ですが、令和7年10月30日、木曜日、午後7時から午後7時40分まで、中野セントラルパークカンファレンスルーム1で開催され、6名の出席がありました。参加者からは「24時間営業ということで、照明について懸念している。」との意見があり、設置者からは、「夜間の照明については照度や照射方向等、近隣の住宅にご迷惑をかけないよう配慮してまいります。」と説明し、理解を求めました。

「4 法8条に基づく意見」ですが、中野区の意見を令和7年12月25日に受理していますが、意見はありません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いします。

泉山委員、いかがでしょうか。

○泉山委員 ちょっと、ここ、詳しい町なんですけれども、近隣に明治大学があるというところで、横断歩道の位置は分かりませんが、歩行者の状況を気をつけていただきたいというところと、それから中野駅の駅舎や自由通路、デッキ等、ここ2年でまた新たな基盤整備が北側にできるので、竣工後、やっぱり歩行者の状況とかも変わるかなと思う

ので、ちょっと2、3年ぐらいは少し車、歩行者の交通量等モニタリングしていただくことが必要かなというふうには思いました。

以上です。

○志賀課長代理 かしこまりました。確かにおっしゃるとおり、中野駅の北口開発、続きますので、そちらの状況を見ながら歩行者動線等、気をつけるように設置者にお伝えしたいと思います。

○野田会長 坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 これ、ちなみに入居する24時間営業の小売店舗というのはどういったものかというのは分かっているのでしょうか。それはまだ決まっていない。

○志賀課長代理 すみません、現時点でも決まっていないというふうに設置者のほうからは聞いております。

○坂村委員 分かりました。そこまで夜間の来客が多いかどうかは分からないのですけれども、それによっても周辺環境が変わってくるとは思いますので、一応確認したかったというだけですが、コメントということで。その他は特にございません。

○志賀課長代理 取りあえず24時間営業を予定していますので、その点でも近隣に影響が大きいので、そこは気をつけるように設置者にお伝えしたいと思います。

○坂村委員 ありがとうございます。

○野田会長 鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 私も同じで、小売業者名が決まっていないというところで、今後の影響等、24時間ということも先ほどからご意見が出ているようにございますので、近隣等への影響等ぜひご検討いただければと思います。

以上です。

○志賀課長代理 その旨、設置者にお伝えさせていただきます。

○野田会長 横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員 騒音のレベルが少々基準を上回っているところがあるようなので、その対策を取っていただけるように、もしうるさいようでしたらお願いしたいと思います。

以上です。

○志賀課長代理 騒音ですね。近隣にご迷惑をかけないように十分注意するとともに、何かあった場合には対応するように設置者に伝えたいと思います。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 こちら、事前質問すればよかったかなと思うんですけども、ちょっと2点教えていただきたいと思います。

1点目は、当該地域は駐車場法に基づく駐車地域ルールになっているかと思いますが、そちらのほうの申請があったのかなかったのかということをお教えいただきたいというのが1点目です。

2点目は、計画地の東側ですね。こちら新聞等でも報道されていますが、別の市街地再開発事業が一旦頓挫しているという経緯があります。そこで関連してくるのは、中野駅の南から中野駅を通過して進入してくる経路というものが来店経路で指定されておりますけれども、これは市街地再開発事業前なのか後なのか、あるいはここを通過できないのであれば、来店経路を見直す必要があるのではないかというふうに考えておりますので、その辺りどう考えているかということをお2点教えていただければと思います。

○志賀課長代理 まず1点目ですね。駐車場条例に基づく地域ルールに関しては、適用ということはないというふうには設置者のほうからは聞いています。

あともう1点ですね、2点目、南からの来店経路ですね。JR中野駅の下を通る道路ですね。こちら、再開発が終わっても、こちらの道路については影響がないという形になっておりますので、ちょっと遠い将来は分からないのですが、北側の整備が終わってもこの道路については特に大きな影響がないという形になっておりますので、来店経路の大幅な見直しはないかと思われまます。

○大門委員 市街地再開発事業が見直しになっておりますので、再開発してもというよりは、再開発がされないことになったので、これから新しい再開発の計画というのは上がってくるということに対してどう対応するのかということをお伺いしているんですけども。

○志賀課長代理 なるほど。一旦、これ取りやめになったそのものではなくて、その後出てくるものについてということですかね。

○大門委員 その後はまだ出てきていないですよ。

○志賀課長代理 はい。今後未定ということ。

○大門委員 なので、一旦白紙になっているので、この来店経路というのは再開発が行われないことを前提とした来店経路になっているということですよ。

○志賀課長代理　そういう意味で言うと、この図面作成段階ではおっしゃっている部分の再開発が一旦白紙になった後に作成していますので、その部分は織り込み済みという形になります。

○大門委員　そういうことですね。であれば、今後多分、新しい再開発計画等が出てきたときに、この通路が今後使えるかどうかというのはちょっと現時点では分からないわけですが、一旦は白紙になったことが決まった後にこの来店経路を定めているということであれば、この時点ではまだ決まっていないことをどうこう言うことはできないので、分かりました。そこに関してちょっと確認したかったということで、了解しました。

○志賀課長代理　どうしても届出時点での情報となっていますけど、その時点ではおっしゃる部分の懸念材料は一応検討しての届出という形になっています。

○大門委員　分かりました。ありがとうございます。

○泉山委員　ちょっと補足してもいいですか。実は2029年に一応、再開発される前提で北口の交通広場とそれから歩行者デッキの整備が完了するということころまでは一応確定はしていますので、その前提で事業者さんはやられているのかなというふうには思っております。その後のサンプラザ以降はちょっとまだ開発する方向でありますけど、まだ一応未定にはなっております。

○志賀課長代理　補足ありがとうございます。

○野田会長　では、朝倉委員いかがでしょうか。

○朝倉委員　先ほど横田委員からもあったんですが、夜間帯の騒音ですね、かなり超過していて、敷地まで飛ばしてもまだかなり超過しているという状況ですので、駅前で鉄道が走っていますので、背景騒音もある程度あると思うんですが、夜間24時間で特に電車がなくなった後、非常に静かになりますので、睡眠環境などにも影響すると思いますので、問題が生じた場合は対応していただくようお願いいただければと思います。よろしくお願ひします。

○志賀課長代理　その対策をするように、何かあった場合の対応も含めてお伝えしたいと思います。

○野田会長　横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員　今、お二人の委員からもお話ありましたけれども、騒音について周辺の方からご意見があったら適切な対応をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○志賀課長代理 その旨、設置者にお伝えさせていただきます。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございませぬ。

○野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見なしと決定したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

[各委員、T e a m s の挙手ボタンをクリック]

○志賀課長代理 皆様、挙手いただきました。

○野田会長 それでは「囲町東地区第一種市街地再開発事業A敷地」における囲町東地区市街地再開発組合による新設の届出の案件については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、中野区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

以上で、本日の議題4件の審議は全て終了となります。ご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の東京都大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。